

佐久広域連合告示第14号

平成24年佐久広域連合議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月14日

佐久広域連合

広域連合長 柳田清二

1. 期 日 平成24年12月25日（火）午後1時30分
2. 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	別府福雄君	2番	柳沢乃ぶ子君
3番	疇地稔君	4番	中澤兵衛君
5番	有坂章君	6番	柳澤重也君
7番	三浦正久君	8番	佐藤悦生君
9番	高橋良衛君	10番	佐藤二三雄君
11番	由井美成君	12番	大村公之助君
13番	中島常夫君	14番	木次孝茂君
15番	今井邦三君	16番	小林武君
17番	大林義博君	18番	荻原宗夫君
19番	内堀恵人君	20番	笹沢武君
21番	瀧澤壽美雄君	22番	箕輪修二君

不応招議員（0名）

平成24年佐久広域連合議会第4回定例会

平成24年12月25日（火曜日）

議事日程（第4号）

開会宣告

諸般の報告

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第40号 財産の無償譲渡について

議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について

議案第42号 平成24年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について

議案第43号 平成24年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について

議案第44号 平成24年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について

議案第45号 平成24年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について

議案第46号 平成24年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）について

第 4 一般質問

第 5 議案質疑

第 6 議案委員会付託

（休憩）

第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第 8 閉会宣告

出席議員（22名）

1番	別府福雄君	2番	柳沢乃ぶ子君
3番	疇地稔君	4番	中澤兵衛君
5番	有坂章君	6番	柳澤重也君
7番	三浦正久君	8番	佐藤悦生君
9番	高橋良衛君	10番	佐藤二三雄君
11番	由井美成君	12番	大村公之助君
13番	中島常夫君	14番	木次孝茂君
15番	今井邦三君	16番	小林武君
17番	大林義博君	18番	荻原宗夫君
19番	内堀恵人君	20番	笹沢武君
21番	瀧澤壽美雄君	22番	箕輪修二君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二君	代 表 副広域連合長 (小諸市長)	柳田剛彦君
代 表 副広域連合長 (川上村長代理)	川上芳夫君	代 表 副広域連合長 (軽井沢町長)	藤巻進君
副広域連合長 (小海町長)	新井寿一君	副広域連合長 (南牧村長)	菊池幸彦君
副広域連合長 (南相木村長)	菊池毅彦君	副広域連合長 (北相木村長)	井出玄明君
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木定男君	副広域連合長 (御代田町長)	茂木祐司君
副広域連合長 (立科町長)	小宮山和幸君	監 査 委 員	萩原茂君
会 計 管 理 者	上原健吾君	事 務 局 長	笠原昭夫君
消 防 長	工藤博隆君	福 祉 課 長	高地利重君
食 肉 流 通 センター所長	土屋克巳君	成年後見支援 センター所長	本田喜久利君
勝間園所長	倉根徹君	清和寮寮長	徳野力君
消 防 本 部 総務課長	小井土公明君	消 防 本 部 予防課長	丸山友一君
消 防 本 部 警防課長	岡部正和君	消 防 本 部 通信指令課長	油井明男君

議会事務局

事務局次長	上原長男	事 務 局 庶務係長	平島郁勇
-------	------	---------------	------

◎開会宣告

(午後 1時29分)

○議長（別府福雄君） ただいまから、平成24年佐久広域連合議会第4回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は22名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

平成24年度定期監査報告書及び例月出納検査結果報告書が提出され、お手元に配付してありますので、ごらん願います。

◎傍聴及び報道許可

○議長（別府福雄君） 本会議、傍聴のため申し込みがございますので、これを許可してあります。また、報道機関及び広報取材のため申し込みがあり、これを許可してありますので、御承知願います。

◎諸般の報告

○議長（別府福雄君） 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、印刷してお手元に配付してありますので、ごらん願うことにして、朗読は省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長（別府福雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、19番、内堀恵人君、21番、瀧澤壽美雄君の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長（別府福雄君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、11月30日に議会運営委員会が開かれ、御協議願っておりますので、その結果を委員長から御報告願います。

議会運営委員長、柳沢君。

○議会運営委員長（柳沢乃ぶ子君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る11月30日、佐久広域連合議会第4回定例会の会期及び日程等について、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、事件案1件、予算案6件の計7件であり、一般質問の通告者は1名であります。

また、議事日程及び一般質問通告書は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、皆さんの御協力を得まして、本日1日間といたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、御報告いたしました。

○議長（別府福雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案の上程

○議長（別府福雄君） 日程第3 議案の上程をいたします。

連合長から、事件案1件、予算案6件の計7件が提出されております。

議案第40号から議案第46号を一括上程いたします。

次に、連合長から、招集挨拶並びに議案の総括説明を求めます。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 皆さん、御苦労さまでございます。

それでは、招集の御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成24年佐久広域連合議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集をいただき、定刻に議会が開会できましたこと、厚く御礼申し上げます。ことしも残すところあとわずかとなり、一年の経過が早く感じられるところであります。

さて、12月16日に衆議院議員総選挙の投開票が行われ、この佐久広域にかかわる3人の代議士が誕生されました。今後の国の方向性も注視する中で、この佐久地域の発展のために連携をとりながら、業務遂行をしてまいりたいと考えております。

今、国民の切なる願いは、景気の回復、雇用の安定等、日々安心して暮らせる生活の実現であります。国民が中心の生きがいを持てるような政策展開を新政権にはぜひとも推し進めていただきたいと考えております。また、去る12月2日は、中央自動車道上り線の笹子トンネルにおいて、天井板落下事故が発生いたしました。現在も同自動車道の一部が通行止めとなっており、流通・小売りなど、日本経済にも大きな影響を与えています。改めて高速道路のネットワーク化、災害等発生時における主要幹線道路を補完する中部横断自動車道の必要性を強く感じるところであります。中部横断自動車道は災害時の物資等運搬、地域経済活性化への寄与、さらに佐久地域住民の生活を守るため、その重要性は増しております。

こうしたことから、（仮称）八千穂インターチェンジから（仮称）長坂ジャンクション間が早期に整備区間へと格上げされますよう、今後も引き続き皆様方のお力添えをいただきながら、国へ要望をしまいたいと考えております。

次に、佐久広域連合の状況等につきまして、3点申し上げます。

まず、1点目といたしまして、食肉流通センターの状況について申し上げます。

信州ハム株式会社の食肉加工工場、協同組合信州ミートパッカー職員による国産牛肉偽装事件につきましては、12月17日に司法の判決が下されました。今回の事件を契機に、信州ハム株式会社は食肉事業から撤退をしており、同社が行っていた食肉の仕入れ販売事業については、10月から株式会社ニチレイフレッシュへ事業移管されており、食肉加工事業については、新たな会社を立ち上げて事業展開を図っていく予定でございます。

このことに関しまして、信州ハム株式会社より協同組合信州ミートパッカーの所有する建物について、佐久広域連合において有償で引き取ってほしい旨の依頼がありました。また、去る12月10日には、広域連合議会より食肉流通センターの経営再建に向けた申し入れもいただいたところであります。申し入れにございました中長期経営計画につきましては、策定次第、皆様に御提示をさせていただきたいと考えております。

次に、当食肉流通センターで屠畜されております長野県産の牛肉の放射能検査の状況でございますが、平成24年4月から12月13日までの状況は、1,820頭の検査が行われ、全て放射性セシウムは検出されておられません。

なお、食肉流通センターにおける本年度11月までの実績は、計画より7,966頭の減、計画対比では27%の減となっております。例年12月は食肉需要期を迎え、処理頭数の増が見込まれるところでございますが、本年は継続した処理頭数の確保にならないことから、大変厳しい経営状況が続いております。今後、関係する皆様方の御協力をお願いする中で、経営の改善に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目といたしまして、消防関係について申し上げます。

本格的な冬の到来とともに、火災の発生が多くなる時期を迎えました。去る11月9日から

15日までの1週間、「秋の火災予防運動」が行われ、各消防署においても、ひとり暮らし高齢者宅への訪問、消防車両による火災予防パレードなどを実施するとともに、管内の小学校4年生以上を対象に、防火ポスターを募集し、入賞作品を表彰するなど、防火意識の啓発を図っております。

また、訓練面では、新幹線異常時訓練、上信越道交通事故救助訓練に参加するとともに、11月16日には消防本部及び消防署の合同訓練を小諸駅で実施するなど、非常時に対応する技術の向上に努めているところであります。

なお、本年度の車両の配備につきましては、車輛配置・更新計画に基づきまして、北部消防署の広報車、南部消防署の林野火災工作車の更新が済んでおり、残る佐久消防署の水槽付消防ポンプ車及び川西消防署の普通消防ポンプ車につきましても、納車に向け制作が順調に進んでいる状況であります。

また、消防庁舎整備につきましても、消防本部・佐久消防署及び北部消防署とともに、基本設計が終了し、現在、実施設計を進めているところでございます。

3点目といたしまして、年を明けました1月23日の水曜日に、佐久平駅前の長野県佐久勤労者福祉センターにおきまして、元経済企画庁長官、現在、福山大学教授であります田中秀征先生をお迎えいたしまして、時局講演会を開催いたします。当日の演題は「今年の政治」と題して、今回の衆議院議員総選挙の結果も踏まえた総評等、大変貴重なお話をお聞きすることができるのではないかと思いますので、大勢の皆様方の御聴講をお願いいたします。

以上3点を申し上げましたが、当広域連合は、地域内融和のもと、構成11市町村の共通事業として進めておりますので、今後も圏域住民の皆様方の安全・安心な暮らしのために、効率的で効果的な事業運営を推進してまいりたいと考えております。

それでは、引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、事件案1件、予算案6件の計7件であります。

初めに、事件案について申し上げます。

「佐久広域連合社会福祉施設のあり方について」の趣旨に基づき、特別養護老人ホームの民営化に向けた移管計画の第一弾として、佐久広域連合で所有をしております、特別養護老人ホーム「佐久広域老人ホーム徳花苑」の建物を、「社会福祉法人ハートフルケアたてしな設立発起人会」に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、予算案について申し上げます。

一般会計補正予算（第3号）は、1,696万8,000円を追加補正して、総額を11億2,981万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、総務費では、財務会計・グループウェアシステムの新システム導入に当たり、先行して通信回線等変更工事を行うための経費であります。民生費では、介護認定審査会において、平成25年度より厚生労働省の要介護認定情報システムのソフトが変更されたこと

に伴い、認定事務システムの改修が必要となりますことから、そのための委託料経費であります。衛生費では、火葬場管理運営業務について、3カ年の債務負担行為を設定し、火葬業務を委託しておりますが、本年度は、最終年度となっております。このことから、契約更新に当たり、業務の引き継ぎを事前に行いまして、平成25年4月1日から業務を支障なく行っていく引き継ぎのための経費でございます。

次に、平成24年度消防特別会計補正予算（第2号）は、2,320万3,000円を減額補正して、総額を23億6,979万7,000円とするものであります。

これは、職員の人事異動等によります給与費等の増減でございます。

次に、平成24年度養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、3万円を追加補正して、総額を2億4,189万円とするものであります。

これは、給食調理業務について、本年度が債務負担行為設定の最終年度であることから、契約更新に当たり、業務の許可申請と準備のための引き継ぎ経費でございます。

次に、勝間園など4施設の平成24年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、2,067万円を追加補正して、総額を9億4,814万3,000円とするものであります。

これは、人事異動に伴う職員人件費の増額、また給食調理業務について養護老人ホーム特別会計と同様に、本年度が債務負担行為最終年度による業務引き継ぎ経費でございます。

次に、平成24年度救護施設特別会計補正予算（第2号）は、78万6,000円を追加補正して、総額を2億4,724万9,000円とするものであります。

これも、他の社会福祉施設と同様に、職員の人事異動によります給与費の増額、また、給食調理業務については、本年度が債務負担行為最終年度による業務引き継ぎ経費でございます。

なお、一般会計における火葬業務委託料、各社会福祉施設特別会計における給食調理業務委託料につきましては、地方自治法第214条の規定により、平成25年度から平成27年度までの3カ年の債務負担行為をそれぞれお願いするものでございます。

最後に、食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）は、食肉流通センターで屠畜する牛、豚等の処理頭数の減少に伴い、497万円を減額補正し、総額を1億3,594万2,000円とするものであります。

また、歳入につきましては、処理頭数の減少に伴い、センター使用料1,548万4,000円の減額が見込まれますことから、収支差額分として1,051万4,000円の一般会計繰入金の追加をお願いするものでございます。

この結果、一般会計及び5特別会計を合わせ、1,028万1,000円を追加補正して、総額を50億7,283万9,000円とするものであります。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長、消防長より説明を申し上げますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。総括説明とさせていただきます。

◎議案第40号の説明

○議長（別府福雄君） 初めに、議案第40号 財産の無償譲渡について、説明を求めます。
事務局長、笠原君。

[事務局長 笠原昭夫君登壇]

○事務局長（笠原昭夫君） それでは、議案第40号 財産の無償譲渡につきまして御説明を申し上げます。

本案は、佐久広域連合が設置をし、現在、立科町を指定管理者として運営しております、佐久広域老人ホーム徳花苑を、平成25年4月1日より社会福祉法人に運営を移管するために、現在、立科町では社会福祉法人ハートフルケアたてしな設立発起人会を設立し、長野県に法人認可申請を行っております。その法人認可に当たっての要件といたしまして、社会福祉法第25条では、認可法人にあつては、社会福祉法人が事業を行うに必要な資産を備えなければならないとされていることから、移管に先駆けて施設建物財産に関する無償譲渡をすることにつきまして、議会の議決を求めるといった内容でございます。

なお、法人への移管に関しましては、県の法人認可を得て、効力が生じるものとしており、立科町とも協議をしながら、県の認可が受けられるよう手続を進めているところでございます。

以上、提出議案の概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第41号の説明

○議長（別府福雄君） 次に、議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について、説明を求めます。

事務局長、笠原君。

[事務局長 笠原昭夫君登壇]

○事務局長（笠原昭夫君） 続きまして、議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,696万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,981万8,000円とするものでございます。第2条では、地方自治法第214条の規定により、高峯苑及び豊里苑の火葬業務委託にかかわりませぬ債務負担行為につきまして定めております。

内容につきましては、3ページにございます、第2表債務負担行為の内容として整理してございますように、平成25年度から平成27年度までの3カ年で、7,462万5,000円の限度額

の設定をお願いするものでございます。

補正予算の内容につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。初めに、歳入より申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1広域行政分担金では、既定予算額10億1,795万円に対して、このたび1,696万8,000円の増額を行い、補正後の予算総額を10億3,491万8,000円とするものでございます。歳出の増額にあわせて、市町村分担金の増額となります。それぞれの市町村をお願いをする分担金の額につきましては、ページ右側の説明欄に記載をしてございます。

また、詳細につきましては、8ページ、市町村別の分担金表を整理してございますので、後刻ごらんをいただきたくお願いを申し上げます。

次に、6ページの歳出につきまして申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目2企画費では、既定予算額2,324万3,000円に対し、このたび50万9,000円の増額を行い、補正後の予算額を2,375万2,000円とするものでございます。この予算計上は、説明欄に記載がございましたように、企画振興費におきまして、財務会計・グループウェアシステムを平成25年度に新システムを導入するに当たり、先行してパソコン6台を事務局に設置し、新年度からの業務を円滑に進めるために、通信回線等の変更工事等を行うための増額補正を行うものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1介護認定審査会費では、514万9,000円の増額を行い、補正後の予算額を8,593万6,000円とするものであり、説明欄に記載がございません。介護認定審査会給与費は職員の人事異動による増額、また、介護認定審査会運営費の委託料472万5,000円の増額は、平成25年度から厚生労働省の要介護認定情報システムが変更されることにより、要介護認定事務のシステム改修が必要となります。そのための委託料経費として、計上をしたものでございます。

次に、7ページ、目3成年後見支援センター運営費は、職員の人事異動による増額。次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2火葬場費の火葬場管理運営事業費につきましては、13節委託料として、3万円の増額を行うものでございます。火葬業務につきましては、平成22年度から3カ年の債務負担行為により、佐久浅間農業協同組合に委託をしておりますが、平成24年度で委託契約期間が終了することから、引き続き民間活力を導入し火葬業務を行うため、平成25年度当初から業務ができるよう、今年度の所要額を補正するものでございます。

次に、目5食肉流通センター会計繰出金では、このたび1,051万4,000円の増額をお願いし、補正後の予算額を9,229万5,000円とするもので、施設運営費としての繰出金でございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第42号の説明

○議長（別府福雄君） 次に、議案第42号 平成24年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

消防長、工藤君。

[消防長 工藤博隆君登壇]

○消防長（工藤博隆君） 議案第42号 平成24年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の佐久広域消防特別会計補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

本案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ2,320万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を23億6,979万7,000円にしようとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明を申し上げますので、3ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入でございますが、款1分担金及び負担金につきましては、2,320万3,000円を減額し、総額を22億9,121万6,000円にするものでございます。

次に、歳出でございますが、消防本部費、消防署費ともに人件費の補正をお願いするものでございます。

款1消防本部費につきましては、職員の人事異動や東日本大震災に伴う公務災害負担金の特別負担金の支払いにより、1,452万2,000円を追加し、総額を4億270万4,000円にしようとするものでございます。

款2消防署費につきましても、職員の人事異動や採用職員の給料格付確定と公務災害負担金の特別負担金の支払いに伴う人件費の補正をお願いするものでございます。7消防署の合計では、3,772万5,000円を減額し、総額を19億6,296万5,000円にしようとするものでございます。

このことから、消防本部費及び消防署費の歳出合計につきましては、2,320万3,000円を減額し、23億6,979万7,000円にしようとするものでございます。

4ページ以降につきましては、消防本部費、消防署ごとの明細が載っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

この結果、組織市町村からの市町村分担金が変更となっておりますが、11ページの補正後の市町村分担金を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成24年度佐久広域連合消防特別会計補正予算（第2号）の概要につきまして、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第43号の説明

○議長（別府福雄君） 次に、議案第43号 平成24年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

事務局長、笠原君。

〔事務局長 笠原昭夫君登壇〕

○事務局長（笠原昭夫君） 続きまして、議案第43号 平成24年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）につきまして、申し上げます。

なお、本会計は養護老人ホーム勝間園の運営に係る特別会計として説明を申し上げるものでございます。

補正予算書1ページをお開き願います。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,189万円とするものでございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、給食調理業務委託にかかわります債務負担行為を3ページにございます、第2表債務負担行為の内容のとおり整理をしてございますように、平成25年度から平成27年度までの3カ年で1億2,754万8,000円の限度額の設定をお願いするものでございます。

内容につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。歳入より申し上げます。

款6繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金では、既定予算2,141万1,000円に対し、このたび3万円の増額を行い、補正後の予算総額を2,144万1,000円とするものであり、歳出の増額にあわせて、財政調整基金繰入金の増額を行うものでございます。

次に、歳出を申し上げます。

款1民生費、項1社会福祉施設費、目2施設費では、3万円の増額を行い、補正後の予算額を7,919万7,000円とするものでございます。

説明欄に記載の養護老人ホーム運営費では、13節委託料のうち、給食調理業務委託料3万円を増額するものでございます。この業務につきましては、平成22年度から3カ年の債務負担行為により、給食調理業務の委託をしておりますが、平成24年度で委託契約期間が終了することから、引き続き民間活力の導入をし、給食調理業務を行うため、平成25年度当初から業務を開始できますよう、今年度の所要額を補正するものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第44号の説明

○議長（別府福雄君） 次に、議案第44号 平成24年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

事務局長、笠原君。

[事務局長 笠原昭夫君登壇]

○事務局長（笠原昭夫君） 続きまして、議案第44号 平成24年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）につきまして、申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,067万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,814万3,000円とするものでございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、給食調理業務委託にかかわります債務負担行為を3ページ、第2表債務負担行為の内容として整理してございますように、平成25年度から平成27年度までの勝間園、美ノ輪荘、豊昇園、塩名田苑、以上4施設の3カ年の限度額の設定をお願いするものでございます。

内容につきまして、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により、その内容を申し上げます。

5ページの歳入より申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目2基金繰入金では、既定予算額に対し、このたび2,067万円の増額を行い、補正後の予算総額を9,027万円とするものでございます。

勝間園、美ノ輪荘、豊昇園、塩名田苑、それぞれの施設とも歳出の増額にあわせて、財政調整基金繰入金による増額を行うものでございます。

次に、歳出の御説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

款1民生費、項1勝間園社会福祉施設費、目1施設介護サービス事業費では、3万円の増額を行い、補正後の予算額を2億5,926万1,000円とするものでございます。

説明欄の勝間園施設運営費では、13節委託料のうち、給食調理業務委託料3万円を増額するものであり、これは、養護老人ホーム勝間園と同様に、平成22年度から3カ年の債務負担行為により、給食調理業務の委託をしておりますが、平成24年度で委託契約期間が終了することから、引き続き民間活力の導入をし、給食調理業務を行うため、平成25年度当初から業務を開始できるよう、今年度の所要額を補正するものでございます。

次に、項2美ノ輪荘社会福祉施設費、目1施設介護サービス事業費では、このたび882万3,000円の追加をし、補正後の予算額を2億1,551万4,000円とするものでございます。

説明欄に記載のございます美ノ輪荘給与費では、人事異動に伴う職員人件費の増額、また、7ペ

ージの美ノ輪荘施設運営費は、先ほどの勝間園と同様に、平成22年度から3カ年の債務負担行為により、給食調理業務の委託をしておりますが、平成24年度で委託契約期間が終了することから、引き続き民間活力の導入をし、給食調理業務を行うため、平成25年度当初から業務を開始できるよう、今年度の所要額を補正するものでございます。

次に、項3豊昇園社会福祉施設費における豊昇園給与費では、職員の人事異動による増額、豊昇園施設運営費の13節委託料は、勝間園、美ノ輪荘と同様に、平成22年度から3カ年の債務負担行為により、給食調理業務の委託をしておりますが、平成24年度で委託契約期間が終了することから、引き続き民間活力の導入をし、給食調理業務を行うため、平成25年度当初から業務を開始できますよう、今年度の所要額を補正するものでございます。

8ページの塩名田苑社会福祉施設費につきましては、職員給与費では人事異動に伴う臨時職員賃金の増額、塩名田苑施設運営費では、他の施設と同様に、平成22年度から3カ年の債務負担行為により、給食調理業務の委託をしておりますが、平成24年度で委託契約期間が終了することから、引き続き民間活力の導入をし、給食調理業務を行うために、平成25年度当初から業務を開始できるよう、今年度の所要額を補正するものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第45号の説明

○議長（別府福雄君） 次に、議案第45号 平成24年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

事務局長、笠原君。

[事務局長 笠原昭夫君登壇]

○事務局長（笠原昭夫君） 続きまして、議案第45号 平成24年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）につきまして、申し上げます。

なお、この会計は救護施設清和寮に係る特別会計につきまして御説明を申し上げるものでございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,724万9,000円とするものでございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、給食調理業務委託にかかわります債務負担行為を3ページに第2表債務負担行為の内容として整理してございますように、平成25年度から平成27年度までの3カ年で1億2,007万8,000円の限度額の設定をお願いするものでございます。

内容につきまして、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により、その説明を申し上げ

ます。

5ページをお願いいたします。歳入より申し上げます。

款6繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金では、説明欄に記載がございますとおり、歳入は歳出の増額に合わせて、財政調整基金繰入金等の増額。

次に、歳出では、款1民生費、項1社会福祉施設費、目1総務費では、このたび75万6,000円の増額を行い、補正後の予算額を1億6,147万円とするものでございます。

説明欄の救護施設給与費では、臨時職員の給与費の増額、また、目2施設費では、特別養護老人ホームと同様に、平成22年度から3カ年の債務負担行為により、給食調理業務の委託をしておりますが、平成24年度で委託契約期間が終了することから、引き続き民間活力の導入をし、給食調理業務を行うため、平成25年度当初から業務を開始できるよう、今年度の所要額を補正するものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第46号の説明

○議長（別府福雄君） 次に、議案第46号 平成24年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。

事務局長、笠原君。

〔事務局長 笠原昭夫君登壇〕

○事務局長（笠原昭夫君） 続きまして、議案第46号 平成24年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）につきまして、申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ497万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,594万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入より申し上げます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料では、既定予算額5,577万8,000円に対し、このたび1,548万4,000円の減額を行い、補正後の予算総額を4,029万4,000円とするものでございます。

右側説明欄に記載がございますとおり、歳入につきましては、屠畜処理頭数の減少に伴い、それぞれの使用料が減収となり、総額で1,548万4,000円の減となるものでございます。

次に、款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金では、既定予算額8,178万1,000円に対して、このたび1,051万4,000円の増額をお願いし、補正後の予算総額を9,229万5,000円とするものでございます。

これは、歳入歳出における収支差額分として一般会計の増額補正をお願いするものでございます。

次に、5ページの歳出でございます。

既定予算額1億1,229万8,000円に対し、このたび497万円の減額を行い、補正後の予算総額を1億732万8,000円とするものでございます。

説明欄に記載がございます食肉流通センター運営事業費中、13節委託料を減額するものであり、食肉流通センターでの牛、豚等の処理頭数が減少することに伴い、屠畜処理に係る光熱水費や汚泥処理量が減ることから、食肉流通センター業務委託料497万円の減額補正を行うものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 一般質問

○議長（別府福雄君） 日程第4 これより一般質問を行います。

一般質問の通告者は、7番、三浦正久君1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も、答弁者も要旨を要約し円滑な議事進行について、御協力願います。

それでは、三浦正久君の質問を許します。

7番、三浦君。

〔7番 三浦正久君登壇〕

○7番（三浦正久君） 7番議員の三浦正久であります。

大きく3点、質問をいたします。

1点目は、高齢者介護施設の改築・新設計画について。

2点目といたしましては、食肉流通センターについて。

3点目といたしまして、有害鳥獣対策についての、以上3点であります。

まず、1点目として高齢者介護施設の改築・新設計画についてお伺いします。

佐久地域の高齢化が進む中、佐久広域連合では、高齢者介護施設として機能別に特別養護老人ホーム、現在5施設、養護老人ホーム1施設、救護施設1施設の3機能で合計7施設を設置・運営しております。佐久広域連合では、平成22年3月に佐久広域連合社会福祉施設のあり方検討懇話会の提言を受けまして、平成22年5月に佐久広域連合として佐久広域連合社会福祉施設のあり方についてとして一定の方針が示されております。その方針をもとに、5点お伺いいたします。

まず、入居希望者の現状についてであります。3機能別施設の入所定員と待機者人数をお伺いします。

次に、佐久広域連合社会福祉施設のあり方についての方針の中で、施設の老朽化による改築として勝間園と美ノ輪荘が挙げられております。特に勝間園については早急な改築が必要と位置づけられておりますが、現状の進捗状況についてお伺いします。

さらに、一般の特別養護老人ホームを見ますと、待機者人数が多く新設、あるいは増設が必要と考えますが、広域連合としての方針をお伺いします。

ただ、平成23年度に入所者数の基準である参酌標準が改正され、入所者数の規制が廃止されたことにより、各地域での入所者設定が可能となりました。一方、政府からは高齢者の入所介護から居宅介護に重点を置く方針が示されておりますが、広域連合としてはどのような方針で臨んでいくのか、お伺いします。

また、施設の運営主体であります、現在は佐久広域連合による公設公営であり、順次民設民営に移行する方針が示されておりますが、どのようなスケジュールで進めていくのか、お伺いいたします。

二つ目として、食肉流通センターについてお伺いします。

この問題につきましては、本会議の前に行われました全員協議会及び先ほどの連合長招集挨拶の中でも説明がありましたが、その内容も踏まえて改めて質問をいたします。

今年2月に発覚した信州ミートパッカーによる産地偽装事件に端を発した食肉流通センターのさらなる経営悪化により、今回の補正予算にもありますように、佐久広域連合から食肉公社へのさらなる委託金増加が見込まれております。さらに、信州ミートパッカーの親会社であります信州ハムの食肉事業からの撤退に伴い、食肉流通センター運営主体が信州ミートパッカーからニチレイフレッシュへ事業移管が図られているとのことであり、食肉流通センターにおける経営環境が大きく揺らいでおります。

佐久広域連合議会としても、大きな財政的負担となっております食肉流通センター経営に対し、危機感を持ち、10月に「食肉センター問題等検討委員会」を急遽設置し、1カ月の間に4回の会合を持つ中で、12月10日に別府議長から柳田連合長に議会としての考えを要請として申し入れを行ったところであります。

そこで、改めて3点お伺いいたします。

まず、経営主体の変更、引き継ぎ状況についてであります、信州ミートパッカーからニチレイフレッシュに経営が移譲されるとのことでありますが、現状どのような状況か具体的にお伺いいたします。

また、広域連合議会として連合長へ申し入れた中で要請しました、中長期経営計画を平成25年度第1回定例会までをめぐりとして議会に提示いただきたい旨、申し入れを行ったわけですが、先ほど柳田連合長からもありましたように、これにつきましては、議会の要請に応じて方向出しをするという回答がありました。そういったことでありますけれども、改めて連合長としてのお考えをお伺いいたします。

また本来、食肉公社及び食肉流通センター設置は、広域連合の「広域計画」にありますように、「将来の佐久地域の畜産振興を展望する」とうたわれております。佐久広域連合として佐久地域の

畜産振興への取り組みについて、どのように考えておられるかお示しをいただきたい。

3点目としまして、有害鳥獣対策についてお伺いします。

この問題は、さきの6月議会一般質問において質問をした内容であります。その後、提示いただきました平成21年10月作成の「佐久地域の野生鳥獣被害対策」基本方針に基づき、具体的対応についてお伺いします。

この基本計画の中では、被害防止対策として、一つとして狩猟者の増加対策、二つ目として狩猟者の連携対策、また捕獲個体の処理・活用として、一つとして施設の設置、二つ目として捕獲個体の活用、それからその他としまして、「佐久圏域野生鳥獣対策計画」を策定し、さらに「佐久圏域野生鳥獣捕獲個体計画」の策定を検討するとしておりますが、有害鳥獣対策の進捗状況についてお伺いいたします。

以上、3点であります。

○議長（別府福雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 失礼しました。前後しましたが、私のほうからお答えをさせていただく点について、1点答弁をしていきたいと思っております。

二つ目の食肉流通センターについてのうち、（2）佐久広域連合議会からの提言についての御質問でございましたので、この点は私から御答弁を申し上げます。

先ほどの招集挨拶でも申し上げてございますが、佐久広域連合議会からの申し入れにつきまして、要請や意見を重く受けとめ、さらに現在まで地域の雇用確保、また畜産振興のため事業を行ってきた責務として、中長期経営計画をお示ししてまいりたいと考えております。

なお、その他の質問につきましては、事務局長から答弁をいたしますので、お聞き取り願いたく存じます。

○議長（別府福雄君） 引き続き、答弁を求めます。

事務局長、笠原君。

〔事務局長 笠原昭夫君登壇〕

○事務局長（笠原昭夫君） 次に、私のほうから高齢者介護施設等の改築・新築計画について、順次お答えをさせていただきます。

初めに、（1）入所希望者の現状についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所希望者につきましては、平成12年の介護保険制度施行後、入所希望者は、原則施設に直接申し込みすることとしております。多くの方が重複をして施設申し込みを行っているため、市町村では実態が把握できない状況となっていることから、毎年、長野県健康長寿課におきまして、県内全施設の協力を得て、名寄せによる入所希望者等の実態把握を行っております。

す。

平成24年3月末日の調査結果では、佐久広域圏内の入所希望者は784人となっております。佐久広域連合が運営する施設の12月1日現在の入所申し込み状況は、希望者が重複しておりますので、実数と異なりますが、勝間園では定数70名で申込者数332人、美ノ輪荘では定員50名で申込者数177人、豊昇園が定員50名で申込者数250人、塩名田苑は定員50名で申込者数283人という状況でございます。

続きまして、養護老人ホームの入所希望者数につきましてお答えいたします。

養護老人ホームは、老人福祉法に基づき、市町村の措置により入所することとなっておりますので、入所判定に基づき市町村が待機者の状況を把握しております。広域連合では、平成24年8月に養護老人ホームの入所待機者状況を各市町村に照会しましたところ、佐久地域全体では100人となっております。

市町村別の内訳を申し上げますと、佐久市が69人、小諸市12人の順となっておりますが、郡部の町村は待機者がほとんどいないという状況で、佐久市、小諸市の入所待機者数につきましても、入所申し込みに基づき、市町村が入所判定を行った件数であるため、施設待機者の多くの方は、御家庭で在宅サービスなどを利用されており、緊急性のある待機者が少ないと伺っております。このように、養護老人ホームの入所希望者は減少傾向にあるため、勝間園では平成22年4月に定員100名を90名に変更しております。

次に、救護施設清和寮につきまして申し上げます。

当施設は、定員70名の生活保護法に基づく措置施設でございます。入所に当たりましては、福祉事務所の被保護者の状況に応じて、施設入所の措置を行うことになっておりますので、高齢者介護施設のように、福祉事務所が施設待機者の実数を持ち合わせていないと聞いております。

続きまして、(2)改築計画についてお答えいたします。

議員の御質問にもございましたとおり、佐久広域連合では、社会福祉基礎構造改革や介護保険制度の導入により、社会福祉を取り巻く環境が変化し、公的サービスにおける官民の役割分担の見直しが行われる中、施設も老朽化して、建てかえを検討する時期を迎えていることなどから、今後の施設運営のあり方につきまして、社会福祉施設のあり方検討懇話会の御提言をいただき、今後の社会福祉施設のあり方について検討を行い、平成23年度からの広域計画に反映いたしました。

老朽化が進み、改築時期の検討が必要となります勝間園、美ノ輪荘につきまして、今後のスケジュールを含めた進捗状況等につきましてお答えいたします。

改築時期に関しましては、昨年、市町村による「第5期介護保険事業計画」の策定の中では、平成27年度から平成29年度までの「第6期介護保険事業計画」期間中に勝間園、美ノ輪荘の改築を計画するものとして位置づけがされております。

今後、勝間園、美ノ輪荘の改築につきまして、先ほども佐久地域の入所希望者数をお答えいたし

ましたが、第6期介護保険事業計画策定年度である平成26年度に現行の施設定員と今後の利用予測を見込む中で、適正規模を検討してまいります。改築する施設では、地域と構築してきた関係を継続・発展させながら、地域福祉ニーズに対応できるような施設整備をすることが重要であり、今後、関係市町村と協議を進めてまいります。

また、勝間園に関しましては、現在、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの併設施設となっております。施設がございます臼田地域は、時代に先駆けて、保健・医療・福祉の連携により、住民と行政が協働で包括的な地域ケア体制を構築しており、今後の方向性につきましては、懇話会の御提言にもございましたように、「佐久モデル」として、医療機関との連携が図られるよう、地元の佐久市が進めている「臼田まちづくり事業」の計画にあわせ、条件整備の検討をしているところでございます。

なお、美ノ輪荘につきましては、美ノ輪荘が南佐久郡南部に位置していることから、移転改築する際には、施設の場所や今後の高齢者介護施設の利用者予測を見きわめながら、適正規模の検討をするものとし、特に人口規模の小さい町村も多く、市町村の枠を越えて、入所できる広域型特別養護老人ホームとなりますので、各市町村が策定する介護保険事業計画との整合性を図りながら、検討をするものとしております。

次に、(3)新築計画についてお答えいたします。

高齢化の進行により、広域型特別養護老人ホームの利用者は増加するものと予測されますが、広域的な施設整備の観点から、市町村の介護保険事業計画の策定に際しまして、市町村間の調整が必要となりますが、先ほどもお答えいたしました勝間園、美ノ輪荘の改築に際しまして、それぞれ地域の実情を考慮しながら、適正な規模で調整を図るものとしております。

次に、(4)在宅介護の考え方についてお答えいたします。

議員も既に御承知のとおり、介護保険制度は、従来の「措置制度」から利用者がサービスを選択する「契約制度」に移行し、従来の施設入所中心の施策から、できる限り家庭や地域の中で「その人らしい自立した生活」が送れるよう、地域生活支援の施策へと転換がされております。

すなわち施設の役割は、施設サービスのみならず、利用者の自立支援のため24時間サービスを提供する機能の特性を十分生かし、在宅による地域生活支援へつなげる役割が必要とされております。

多くの高齢者は、住みなれた家庭や地域の中で暮らしたいと望まれており、施設につきましても、地域全体で包括的に高齢者を支える役割を担うことから、関係市町村とも協議をする中で、地域に必要な居宅介護サービスについても検討するものとしております。

次に、(5)運営主体についてお答えいたします。

施設を設置できるのは、地方公共団体、あるいは社会福祉法人等に限られております。行政は直接的な施設運営から、地域に必要なサービスが整備されるための環境づくりや社会福祉法人等では

担えない分野に特化していくことが望ましく、施設福祉の分野の主たる担い手とされます社会福祉法人等に移管するため、施設整備時期にあわせて事業者を選定する予定であります。

続きまして、食肉流通センターについて、（１）経営主体の変更、引き継ぎ状況についての御質問にお答えいたします。

信州ハム株式会社の説明では、９月末日をもって、信州ハム株式会社は食肉事業から撤退し、１０月１日より仕入れと販売業務は、株式会社ニチレイフレッシュに事業継承が行われております。また、１１月２８日には、信州ハム株式会社代表取締役と協同組合信州ミートパッカー理事長から連名により、佐久広域連合に対して協同組合信州ミートパッカーが所有する建物を取得していただき、土地と建物を事業継承する社へ賃貸借により使用させていただきたい旨の依頼がございました。佐久広域連合としては、十分に検討し、対応を図ってまいりたいと考えております。

また、本年２月に発覚いたしました協同組合信州ミートパッカーに出向している信州ハム株式会社職員による国産牛肉の偽装事件では、１２月１７日、長野地方裁判所において、不正競争防止法違反の罪により、同職員と信州ハム株式会社に対して判決が言い渡されました。

しかし、協同組合信州ミートパッカーは、今後の方向性が決まっておらず、決まるまでの間は、事件の収束にならないとし、信州ハム株式会社は、責任を持って対応するとの説明が、佐久広域連合にされております。

このことから、現在も協同組合信州ミートパッカーでは、食肉加工業務を行っており、販売業務については、株式会社ニチレイフレッシュが大手スーパーマーケット及び小売店等に納品をしている状況でございます。

次に、（３）佐久地域の畜産振興への取り組みについての御質問にお答えいたします。

食肉流通センターが開設した昭和５７年当時でございますが、佐久地域におきましては、乳用牛では飼養戸数５９０戸、９，２６０頭、肉用牛では飼養戸数８６０戸、５，７９０頭、豚では飼養戸数３９０戸、３万３，４３０頭からの飼育頭数があり、佐久地域の全市町村において畜産経営が行われておりました。

当時、佐久地域の食肉処理施設は、小諸市営、旧佐久市営、旧臼田町営の３施設がございましたが、各施設は狭隘で、衛生管理体制も不十分であり、施設の環境整備に向けた県の「と畜場整備計画」と相まって統合整備が進められ、昭和５７年４月１日に新たに衛生的な食肉の供給と食肉流通の拠点施設として、佐久広域食肉流通センターが開設されたものでございます。

開設から十数年間は施設の運営状況は順調に推移いたしましたが、現在、３０年が経過する中で、佐久地域の畜産事業は乳用牛では飼養戸数１００戸、６，９２１頭、肉用牛では飼養戸数７４戸、５，９７０頭、豚では飼養戸数２３戸、１万４，５９８頭まで減少してきている状況で、地域においては畜産農家がない町村もございます。

なお、今後もこのような状況の中、佐久地域の畜産事業につきましては、さらに集約が進み、畜

産農家の減少が危惧されるところでもございます。

食肉流通センターは、安心・安全な食肉を提供することが目的であり、畜産振興の取り組みといたしましては限りがございます。今後は、佐久地域の特産品である蓼科牛のブランド化をさらに推し進めるとともに、各市町村と連携し消費者へのPR活動を行うことで、食肉の消費拡大を図り、畜産振興の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、3. 有害鳥獣対策について、(1)「佐久地域の野生鳥獣被害対策」基本方針に基づく具体的な対応についてお答えいたします。

議員からは、第2回定例会でも有害鳥獣対策について御質問をいただいておりますが、平成21年10月に策定した「佐久地域の野生鳥獣被害対策基本方針」は、野生鳥獣被害が拡大する中、広域的課題として、広域連合の事務事業の調査研究に関することに位置づけられ、市町村担当係長で構成されたワーキンググループで検討が行われ定めたものでございます。

初めに、野生鳥獣被害防止における重点分野として狩猟者の増加対策及び狩猟者の連携対策につきましては、この基本方針に基づき、実施主体となる各市町村におかれましては、捕獲奨励金の増額見直しが行われ、狩猟者確保の育成等につきましても、新たな補助制度を設けられるなどの対応を講じられていると伺っております。

また、捕獲個体の有効活用に関してでございますが、現時点では広域的な施設の設置の方向には至っておりませんので、補助金による施設整備を行うため必要となる鳥獣被害防止計画の策定は行っておりません。

この個体活用施設に関しましては、地方事務所の野生鳥獣被害対策チームと連携する中で、市町村担当者と県内ジビエ加工施設などの現地視察を実施いたしました。いずれの施設とも、民間事業者または個人が国、県、市町村の補助制度を活用して整備しているという状況になっております。

事業として実施する場合には、捕獲個体の安定的確保と市場販路の確保などの十分な事前調査が必要であると伺っておりますことから、今後とも引き続き、県及び組織市町村と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君、再質問はよろしいですか。

7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） まず、高齢者介護施設の改築・新築計画であります。先ほどの答弁でいきますと、平成26年度の第6期介護計画で検討していくという答弁でありました。そうしますと、もう来年度あたりから具体的に検討するというので、特に勝間園につきましては、場所も今のところで行くのか、臼田地域ということでもありますけれども、そういう場所、それから人数、現在70名ということでもありますので、そこに対して希望者が332名ということであるわけでありまして、人数をふやしていくのか、どうするのか、こういった点も含めてかなり各希望市町村等の調

整も必要ということになると思いますけれども、実際にそこに載せていくためには、もう来年度あたりからある程度のことを検討しなくてははいけない。

さらに、勝間園だけではなくて、ほかの施設、特に、ほかの施設は50床というようなこともありますので、こういったところを現在、どう対応していくのか。塩名田苑については50名の定員に対して、283名というようなこともあるわけでありますから、こういった具体的な検討をもう26年度前にはある程度方向が定まっていなければいけないということになりますので、こういった検討をどういう形でいつ進めていくのか、再度答弁をお願いします。

○議長（別府福雄君） 答弁を求めます。

事務局長、笠原君。

○事務局長（笠原昭夫君） ただいまの御質問でございますけれども、まず勝間園の改築につきましては、あり方検討懇話会でも御提言がございました。そんな状況を踏まえての改築になるのかなと考えておるところでございます。

いずれにしても、先ほど来、数字等を申し上げましたけれども、待機者がいるという状況の中で、現在のベッド数よりふえるという予定ではおります。しかしながら、御存じのとおり、介護保険は供給と負担のバランスになります。当然議員御承知のとおり、ベッド数をふやす、いわゆるサービスをふやすということは、介護保険料に全てはね返りますので、そこら辺の対応も必要になってくるのかなと考えているところでございます。

いずれにしても、喫緊に忙しいのは勝間園と美ノ輪荘でございますので、美ノ輪荘につきましても、現在の50床からもう少しふやすという形になるだろうと考えているところでございます。

それから、介護保険が一番難しいのは、待機者の話を先ほどいたしましたですが、実際重複して待機者がおりますので、今の実態を申し上げますと、上位に登録をしてあるから、仮にその死亡退所等で抜けた場合につきまして、その方に連絡を申し上げるわけでございますけれども、もう少し自宅で介護をしたい、自宅でもう少し面倒を見たいという方が大分多くて、すぐに入所につなげるということがなかなかいかない実態でございます。ですから、極端な話、20番目、30番目に登録した方が入っているというような状況もございます。ですから、実際に在宅とそれから施設でする介護にそれぞれ乖離がありますので、実際の状況とは違っているということも一部ございます。

以上でございます。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 介護保険料との両にらみということで、そこについては理解できているわけでありますけれども、現実問題として、こういった介護保険と、それからニーズとの関係ということになりますので、これについては各構成自治体からの要請・要望というのはどういうふうに広域連合として捉えているのか。

それから、もう1点、公設公営ということで、今進めているわけですが、今後については民設民

営も含めて、また特に民設民営を前提としてとっていいですかね、検討していくということでありまして、介護施設を改築するときを一つの起点としてという考えもあるわけではありますが、今回、徳花苑の場合については、福祉法人に委譲していくというようなことで進めておるわけで、本来、改築を待たずに、経営主体を変えていくということも一つの選択肢かなと考えておりますけれども、その2点について再度お伺いします。

○議長（別府福雄君） 答弁を求めます。

事務局長、笠原君。

○事務局長（笠原昭夫君） 御存じのとおり、現在、介護保険については第5期まで策定がされております。すなわち第6期につきましても、策定は責務を負うのは各市町村の役割と理解をしております。介護保険事業計画の中で、当然そのサービス料などを各市町村がみずから責任を持って検討して、策定する。それが第一義だと理解をしております。

広域連合は、広域全体の中で調整等まで細かく踏み込んでやるということではなくて、各市町村、いわゆる保険者が中心になってやるべきものと理解をしております。

それから、徳花苑の話も出ましたけれども、いろんな中で今、社会福祉法人等が福祉分野に参入してきているという、そういう状況でございますので、私どもとしては、願わくば設置、それから運営も民間がいいかなと考えておりますけれども、しかしながら、実情を見ますと、やはり初期投資が非常にかかる。そういう実態でございます。それぞれ地域の事情がございますけれども、いろんな社会福祉法人等々とそれぞれ今後いろんな中ですり合わせが必要になるかと思っておりますけれども、積極的に熱心に社会福祉分野で頑張ってきたいと、そういう社会福祉法人等が出ることは常に期待をしているところでございます。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君、再質問はよろしいですか。

7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 高齢者介護施設については、ニーズというのも重要でありますし、当然介護保険料という問題も出てきます。ただ、こういったところを、特に佐久広域連合は11市町村で成り立っております、できるだけ各市町村の要望も組み込む中で、対応していただきたい。佐久市の場合だとほとんど1市でかなりつくって、対応しているわけでありまして、そういう意味でも、各市町村のニーズも取り込む中で、ぜひ今後の第6期介護計画の中にもそういった点も含めた形で進めていただきたいと思います。

次に、食肉流通センターについてであります。現在ニチレイフレッシュとの関係もありまして、微妙な時期だと考えておりますけれども、いずれにしても、食肉公社の主たる設置目的というのは、やはり地域の畜産の振興というのが大きな柱になっております。現在そういった中で、実際には佐久広域連合として負担している金額が、事実的には8,000万円、起債の償還とかありますから、経営維持で考えれば、約5,000万円が赤字という形で進めている事業ということになります。

そういう意味では、経営を優先するのか、あるいは地域の畜産振興を優先するかという、今度は逆の問題も出てくるわけであります。経営を優先するのであるならば、佐久地域にこだわらず、できるだけ屠殺できる畜産品を入れるということになるかと思えます。今後、来年の第1回定例会までに中長期計画を示されるということで、かなり思い切った判断をされているんじゃないかとは思いますが、実際に経営、それから畜産振興というもの、この両にらみをする中で、佐久広域連合としてどう対応されていくのか、柳田連合長の答弁をいただければということをお願いいたします。

○議長（別府福雄君） 柳田連合長。

○連合長（柳田清二君） 今の三浦議員さんからお話がありました二つの視点で御指摘があったと思います。経営の観点、あるいはまた畜産支援というものもあるなど、二つの側面どちらをとるか、こういう話でありました。

また、加えて、消費者の立場からすると、地域のそれぞれの安心・安全、地域での地産地消ということ考えた場合において、地域で消費者としての消費者保護といった観点もあろうかなと思っております。加えての関係者における雇用問題ということもあろうかと思えます。そういった幾つかの側面に関して、総合的な判断をしていくということになるかと思っております。

まずは、ニチレイフレッシュさんのほうでも、真剣なお取り組みをいただいている中において、経営計画についてニチレイフレッシュとしての経営計画、こういったものも見ることにおいて、佐久広域連合としてどのような対応が必要であるのか、どのような選択肢を取り得るのかということ、総合的に判断をしてみたいと思っております。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 今回の食肉流通センターの問題については、私もこの食肉センター、議会で作りました食肉センター問題等検討委員会にも入らせていただいて、いろいろお話も伺いました。その中で、先ほど連合長が言われたように、雇用の問題、非常にこれも大きな問題だと思っておりますし、地域振興という意味では、蓼科牛ブランド、これも大きな問題だと考えております。一方、非常に問題になっております、5,000万円からの実際の負担というものも非常に大きな問題だということで、いずれにしても、こういった多方面からの検討ということでされるということですから、この中長期経営計画をしっかりした計画を立てていただいて、議会に示していただきたいということでもよろしく願いいたします。

それから、最後に有害鳥獣対策でありますけれども、これにつきましては、前回6月議会で質問させていただきました。その中で、平成21年10月に佐久地域の野生鳥獣被害対策基本方針、これは全議員に配っていただきまして、読ませていただきました。その中で、今回質問させていただいたわけでありまして、実際に被害防止対策の一つとして具体的には、各市町村の奨励金が増額になったというような説明もあったわけですが、これは具体的にどういう形、どこがど

ういうふうに金額をこの時点でふやしていったか、そういった点について把握されておられるわけですか。

○議長（別府福雄君） 事務局長、笠原君。

○事務局長（笠原昭夫君） 有害鳥獣の駆除に当たりましては、御案内のとおり、大型獣と小型獣それぞれございます。一般的に大型獣の場合については、1頭1万円というのが、佐久広域連合圏域内では一般的なようです。ただ、市町村で若干その差はございますけれども、基本的には、おおむね1万円程度に落ちついてきているのかなという状況でございます。

しかしながら、当初からその市町村の中でも大分温度差がございまして、南佐久のほうは非常に高い捕獲料を払っていたという状況でございます。ですから、少なかったところはその高いほうに合わせていったという状況でございます。具体的に幾らか上げたというのは資料がございませんけれども、高いところに合わせてきているという状況でございます。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） 今1万円という話もあったんですが、佐久市の場合は7,000円ということで、金額が非常にばらけているかなという印象を受けています。できれば、これ要望なんですが、11市町村の補助、野生鳥獣の支援状況、これをどうやって減らしていくかということで各市町村、いろんな検討を実施していると思いますので、できたら事務局で、どういう取り組みをしているのか、少なくともその調査をしていただいて、議会に提示いただきたい。こういういいことをやっている、こういうこといいなとか、逆に、補助金にしても各地域差があるにしても、一つの参考になるのかなと考えております。

それについてはお願いしたいということで、できれば答弁いただきたいんですが、あと捕獲個体の処理ということで、活用ということでありまして、確かに民間で対応していくというのは実際としてやられていると。それに対して、各自治体で支援をするというようなことをやっております。どこまで実際問題として、この個体の活用を具体的に検討されたのか、そこについてお伺いしたい。

それから、あともう1点、これは連合長にお伺いしたいと思っておりますが、佐久圏域野生鳥獣捕獲個体計画というのを実際に佐久広域として本当にやろうという、少なくとも進めようという意思があるのか、それともこれは難しいと。確かにいろんな市町村を見ていけば、レシピの問題とか、ジビエ料理の問題とか、いろいろあるのはわかるんですが、こういったものも取り組みを実際に佐久広域としてやられる気持ちがあるかどうか、そこについて、お伺いしたいと思います。

○議長（別府福雄君） 事務局長、笠原君。

○事務局長（笠原昭夫君） 有害鳥獣を駆除するには、まず捕獲、それから防除、環境整備、そこに加えてその食肉の処理、4点ぐらいに分かれるんじゃないかと思っております。その中で、野生鳥獣被害対策の各市町村別の一覧表が今手元にありますので、その中では、やはり佐久地域の中での全体的な処理対策については、報奨金を出しているということが1点、それから防除柵が1点、それから

捕獲者の育成が1点、主が一番その点になろうかなと考えています。

そういう個体の対応なんですけれども、一番は議員も既に御存じかと思いますが、シカの場合もイノシシの場合も、捕獲では100%減らすのは無理でございます。一番はやはり山へ帰すということが重要でございますので、これだけ里山が荒れていますので、里山整備を中心にして、あるいは緩衝帯をつくってという形が一番効果があるという気がしています。やはり県の場合もそうですが、林務だけの対応ではなくて、農政も含めたそういうプロジェクトをつくってやっているという状況でございますので、各市町村、あるいは広域連合からもお願いすることはあるかと思っておりますけれども、その中で、駆除をするのと、遊休荒廃地をなくすというような、そういう連携でやっていかないと、有害鳥獣を減らしていくというのは極めて難しいかなと考えているところでございます。

それから、もう1点、ジビエの関係につきましては、先般私どもの担当課長と係長で、自治体の職員の皆さんが、それは地方事務所とあわせて、下諏訪を含めて各施設の視察見学をさせていただきました。その中では、上物につきましては、自分たちでの設置でございました。当然その上物をつくりますと、設備が必要でございますので、その設備については国、県の補助金を使って設置をしたという状況のようでございます。ですから、現在、どこまで進んでいるのかという御質問になりますと、そういう視察の段階という状況でございます。いずれにしましても、つくる場合には安定的な供給量の確保が必要でございますし、また、すぐに屠殺をして血抜きをして、そして解体をするまでの間、いろいろ時間が限られていますので、その対応をどうするのか、非常に佐久地域は15万平方キロメートルという大変大きなところでございますので、その中の対応も十分検討していかなければならないという状況でございます。

先ほど議員さんからの各市町村の報奨金に対する御質問がございまして、私どものほうで報奨金の金額等は把握をしておりますので、改めて参考資料としてそれぞれお配りをさせていただくということでよろしく願いいたします。

○議長（別府福雄君） 連合長、柳田君。

○連合長（柳田清二君） 有害鳥獣に関しましての広域全体での議論や、あるいはまた協力・連携というようなことに関しての御指摘であったかと思っております。基本的に、そういったことの必要性というものもだんだんに深刻化していく中において、あるのだろうと思っております。一方で、基本的にそれぞれの自治体において取り組みが進んでいるところもございます。実際にかなり延長としては長い物として、困っているんですね。もう柵を既に困っているという町村もございますし、また、それでもなお報奨金を積んで、行っていくというところもございますし、また、それぞれの取り組みがあるわけございまして、例えば、その報奨金の画一的な、一つの金額である必要性ということはそれぞれの事情において決定をしてもよろしいのかなと思っております。

一方で、伊那のほうでの取り組みもございますけれども、広域でジビエに対する取り組みというのは施設整備等がございまして、そういったものへの取り組みは前例もありますし、そういっ

た議論というものも適切に行っていかなければいけないのかなと思っております。

しかしながら、そのときもやはり今、事務局長が申し上げましたが、放血技術、それとまたジビエ解体となったときに、どこに置くかということも、これだけ広い佐久広域と考えた場合においては、さまざまな議論があるのかなと思っております。幾つかの課題等もございますけれども、三浦議員さんのお話、広域での必要な議論というものは行っていかなければいけないのではないかと思っています。

○議長（別府福雄君） 7番、三浦君。

○7番（三浦正久君） ぜひ検討いただきたいと思っておりますし、やはり問題は鳥獣被害がどんどん拡大していつているというところに問題があるということでありまして、これをどうやって減らすかということを考えたときに、野生鳥獣にとっては市町村の境はありませんので、そういう意味では、各市町村だけで取り組みをしていくというのは、限界もあるのかなと考えております。

そういう意味で、少なくとも佐久広域連合という一つのくくりがあるわけでありまして、佐久広域連合として野生鳥獣を減らす。そして、鳥獣被害を少なくさせていくということに、ぜひとも真剣に取り組んでいただきたいということで、改めてお願いをいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（別府福雄君） 三浦君の質問は、以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたしました。

◎日程第5 議案の質疑

○議長（別府福雄君） 日程第5 これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第40号 財産の無償譲渡についての質疑を行います。

順次発言を許します。

御質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第40号の質疑を終結いたします。

次に、議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

御質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 平成24年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

御質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 平成24年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

御質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号 平成24年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

御質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案第45号 平成24年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

御質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第45号の質疑を終結いたします。

次に、議案第46号 平成24年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

御質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第46号の質疑を終結いたします。

これをもって、議案質疑は終結いたしました。

◎日程第6 議案の委員会付託

○議長（別府福雄君） 日程第6 議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会で御協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

○議長（別府福雄君） ここで、委員会審査のため休憩といたします。再開は、委員会審査終了次第といたします。

これにて暫時休憩といたします。

（午後 3時09分）

○議長（別府福雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 4時21分）

◎日程第7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

○議長（別府福雄君） 日程第7 付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

総務委員会委員長 有坂君。

〔総務委員長 有坂 章君登壇〕

○総務委員長（有坂 章君） 総務委員長報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第40号 財産の無償譲渡についてであります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳入全部と歳出の款2総務費であります。当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第42号 平成24年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（別府福雄君） 議案第40号から議案第42号まで3件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

御質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔総務委員長 有坂 章君降壇〕

○議長（別府福雄君） なお、議案第41号につきましては、社会文教委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、御承知願います。

これより議案第40号、議案第42号について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

初めに、議案第40号 財産の無償譲渡についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第42号 平成24年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告願います。

経済建設保健衛生委員会委員長 内堀君。

〔経済建設保健衛生委員長 内堀恵人君登壇〕

○経済建設保健衛生委員長（内堀恵人君） 経済建設保健衛生委員長報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

す。

議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳出款4衛生費について、当委員会は原案を可決することと決しました。

議案第46号 平成24年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）について、当委員会は原案を可決することに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（別府福雄君） 議案第41号、議案第46号を議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 内堀恵人君降壇〕

○議長（別府福雄君） なお、議案第41号につきましては、社会文教委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、御承知願います。

これより議案第46号について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第46号 平成24年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

経済建設保健衛生委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、経済建設保健衛生委員長報告のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、経済建設保健衛生委員長報告のとおり、可決されました。

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

社会文教委員会委員長 柳澤君。

〔社会文教委員長 柳澤重也君登壇〕

○社会文教委員長（柳澤重也君） 社会文教委員長報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳出款3民生費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第43号 平成24年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第44号 平成24年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第45号 平成24年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（別府福雄君） 議案第41号、及び議案第43号から議案第45号までの4件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 柳澤重也君降壇〕

○議長（別府福雄君） これより議案第43号、議案第44号、議案第45号について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

初めに、議案第43号 平成24年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、社会文教委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第44号 平成24年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、社会文教委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第45号 平成24年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、社会文教委員長報告のとおり、可決されました。

これより議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についての討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第41号 平成24年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長報告のとおり決するに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、各常任委員長報告のとおり、可決されました。

次に、各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続審査並びに調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（別府福雄君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査並びに調査に付することに決しました。

◎日程8 閉会宣告

○議長（別府福雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成24年佐久広域連合議会第4回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後 4時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 別 府 福 雄

署 名 議 員 内 堀 恵 人

署 名 議 員 瀧 澤 壽 美 雄